

犯罪被害者週間全国大会 2018
平成30年11月24日（土）

挨拶

全国被害者支援ネットワーク専務理事の秋葉勝です。

犯罪被害者週間全国大会 2018「いのち きぼう 未来」の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、日頃より全国被害者支援ネットワーク及び各支援センターの活動にご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、全国被害者支援ネットワークは、公益社団法人として3年目を迎え、基本的方針を「全国のどこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えることができる活動」と定めております。そこで「全国どこにいても」については、全都道府県にある被害者センターが公安委員会から犯罪被害者早期援助団体の指定を受け、活発な活動を展開しています。次に「いつでも」であります。電話相談に24時間対応することは、人材の確保と財政的な問題があり困難と考えています。そこで、ネットワークとしては、「犯罪被害者等電話サポートセンター」を文京区本郷に設置し、4月1日から電話相談業務を行っております。

この電話相談業務は、ナビダイヤル0570-783-554 ナヤミはココヨ を使い、年末年始（12月29日から1月3日）を除き、年中無休で午前7時30分から午後10時まで受けています。具体的には、被害者支援センターが電話相談を開設している時間帯は、お住まいのエリアのセンターにつながり、支援センターの相談電話が話し中の場合又は0120（無料）で行っている鳥取、島根、福井についてはネットワークに繋がります。

全国被害者支援ネットワークの相談電話の取扱状況ですが、4月から10月間で872件の取扱がありました。最も多いのが、制わいせつや性に絡む被害の相談で、次いで、金銭トラブルやSNSを利用して騙されたといった相談、暴行・傷害等の身体に関する相談、交通事故に絡む相談であります。相談への対応ですが、相談のみで終わるのが64%、法テラスや福祉関係機関への紹介が8.3%、支援センターに引継ぐ相談が毎月4～5件あり、センターで面接相談や直接支援を行なっております。

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者の現状を知ってもらうため、広報活動に力を入れており、昨年財団法人ACジャパンの支援キャンペーンの応募し、全国8団体に選ばれ、2017年7月から「事件は解決しても、被害は解決していない。」のCMをテレビ、ラジオ、電車や駅構内での広告を流しました。本年度は、7月から「話すことはつらい思いを放すこと。」の広告をテレビ、ラジオで行っており、テレビでCMを流された日は、相談電話が多く、テレビによる宣伝効果を実感しています。全国ネットワークが広く知られるきっかけとなるのではないかと考えています。

また、命の大切さ中学生に学んでもらうため「話してみよ」の小冊子を今年も作成し、広

報、啓発活動に活用していただいています。

来年度は、若い人に全国ネットワーク及び各地の被害者支援センターを知ってもらうため、SNS～ツイッターやフェースブック、ユーチューブでの広報を考えています。

さて、全国犯罪被害者の会（あすの会）が6月3日に18年にわたる活動に幕を下ろされました。7月4日の読売新聞の論点に岡村先生が「犯罪被害者補償 継続的に」と題し記事が掲載されていました。あすの会設立当時の犯罪被害者の置かれた状況や被害者が「犯罪被害者の権利と補償制度の確立」求めて立ち上り、あすの会の活動によって、犯罪被害者基本法が成立、刑事訴訟法など多くの法律や政令の改正が行われてきました。岡村先生は「誰もが犯罪の犠牲者になる可能性がある以上、国民が安心して生活できる制度を作るのは、国、国民、社会の義務である」と述べられております。

ハートバンドの「被害者が創る条例研究会」が取組んでいる「市町村における犯罪被害者等基本条例」は、重要であります。被害者支援に特化した条例は14道県で制定され、犯罪被害者の遺族の働きかけで大阪府が来年3月の制定に向け取組まれています。

ハートバンドは、北海道から沖縄まで、全国の犯罪被害者団体が集う日本で唯一ネットワークであり、あすの会が幕を閉じた現在、犯罪被害者や遺族にとって極めて重要な組織であります。犯罪被害の態様は様々ですが、被害者の抱える問題は共通であります。各団体が連携を深め、交流や情報交換によって、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるようご支援願いたいのであります。

本大会は今年で16回目を迎え、これまで、全国大会開催を結節点として、多くの課題に取組、制度改善などの成果を挙げられております。

この全国大会を機に被害者の権利が守られ、社会正義が実現する機運が醸成されることを祈念しご挨拶とさせていただきます。

以上